重要事項説明書

○○○○○○　○○○○　様

平成２８年　５月　２日

受託業務名称　○○○○○○○○○○○○○○○○設計監理業務

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約又は工事監理受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容及びその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。最終的な契約内容は、「建築設計・監理業務委託契約書」によるとともに、建築士法第24条の8の定め（書面の交付）によりお知らせすることになります。

建築士事務所	名　称	株式会社○○設計　一級建築士事務所	建物概要	建設地	○○県○○市○○
	所在地	○○県○○市○○		主要用途	○○○○
	開設者	株式会社○○設計　代表取締役社長○○○○		工事種別	新築
	代表者	株式会社○○設計　代表取締役社長○○○○		規模等	ＲＣ造　地上○階　地下○階　延床面積○○㎡

作成する設計図書の種類	✓ 仕様書、仕上表、配置図、平面図、立面図、断面図 ☑ 構造設計図、構造計算書　☑ 設備設計図　☐ その他（　　）
工事と設計図書との照合法	・施工者が設計図書に基づき提出した書類の承諾、施工状況の立会い、検査、確認により工事と設計図書との照合を行います。
工事監理の実施状況に関する報告の方法	・建築士法に基づく「工事監理報告書」により報告を行います。
設計又は工事監理の一部を委託する場合の計画	☑ あり　・委託業務の概要 構造設計　・建築士事務所の名称 ▲▲一級建築士事務所 ☐ なし　・開設者氏名 ▲▲一級建築士事務所 代表取締役社長○○○○　・所在地 ○○県○○市○○ ・委託業務の概要　・建築士事務所の名称 ・開設者氏名　・所在地
設計業務に従事することとなる建築士・建築設備士 (注)構造一級建築士、設備一級建築士が関与する場合は、その氏名、資格を記載する。	・氏名 ○○○○　・所属 ・資格 （一級）建築士　登録番号 第○○○○○○号 ・氏名 ○○○○　・所属 ・資格 （一級）建築士　登録番号 第○○○○○○号 ・氏名 ○○○○　・所属 ・資格 （一級）建築士　登録番号 第○○○○○○号 ・氏名 ○○○○　・所属 ・資格 （一級）建築士　登録番号 第○○○○○○号 （建築設備の設計に関し意見を聴く者） ・氏名 ○○○○　・資格 建築設備士　登録番号 第○○○○○○号
工事監理業務に従事することとなる建築士･建築設備士	・氏名 ○○○○　・資格 （一級）建築士　登録番号 第○○○○○○号 ・氏名 ○○○○　・資格 （一級）建築士　登録番号 第○○○○○○号 （建築設備の工事監理に関し意見を聴く者） ・氏名 ○○○○　・資格 建築設備士　登録番号 第○○○○○○号
報酬の額及び支払の時期	・報酬の額　金○○○,○○○,○○○円 ・上記金額は、参考見積額です。契約金額は、構造･規模等が確定した段階で改めて見積書を提出し、協議の上決定した額とします。 ・支払の時期 ☐ 契約時　☐ 基本設計完了時　☑ 実施設計完了時　☐ 確認申請手続完了時 ☐ 工事期間中　☑ 工事完了引渡時
契約の解除に関する事項	・四会連合協定「建築設計・監理等業務委託契約約款」に定める契約の解除に関する事項（裏面参照）を適用します。
説明をする建築士	氏名 ○○○○　印 資格 （一級）建築士　☐ 管理建築士　☑ 所属する建築士
説明を受けた建築主	上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。　平成２８年　５月　２日 住所 ○○県○○市○○ 氏名 ○○○○　印

各自案件に応じ適宜内容修正の上、自己の責任で使用してください

■重要事項説明の記載事項全般について、まだ決まっていない事項についても「未定」「後日決定」という記載は不可

事務所、庁舎、マンション、住宅、医療施設、教育施設など

新築、増築、改築など

■調査・企画は対象外
■作成図書が未確定な場合は、主要な設計図書のみを記載

■どのように照合を行うのか、その方法を記載（ex.監理方針書等を記載または提出）
■具体的な監理の確認項目が特定できない場合は、確認の方法等を記載

■工事のどの段階で、どのような方法（書面・口頭、電子媒体など）で報告するのかを記載

■建築士法上の定義による「設計または工事監理」の一部を委託する場合に記載
■ドラフターや作図のみの業務、パース・模型制作、敷地測量、地質調査等は対象外
■重要事項説明の段階で、一部委託が確定していない場合は、「なし」と記載

■その時点で決まっている設計担当の建築士（予定者）を記載
■重要事項説明に記載した建築士と実際に担当する建築士が異なった場合は、契約後の書面の交付（24条の8）による報告で可
■建築士（予定者）が構造設計一級建築士または設備設計一級建築士の場合は、その旨の記載が必要

■報酬額は、額を提示する必要があり、「未定」「実費精算」などの記載は不可
■概算報酬額が決まっている場合は、その額を記載

■おおよその支払時期を記載するか、基本設計完了時、実施設計完了時等の目安となる時期および契約金額に対する支払割合、支払回数等を記載

■注文書・請書で契約を行う場合も記載必要
■上記以外の契約書で締結する場合は、締結予定の契約書を添付し、そのタイトルを記載

■説明する建築士は、記名・押印することが望ましい

■日付は、契約日以前

■説明を受けた建築主（代表者の必要なし）の 記名・署名および押印の義務はないが、説明を受けたことを明らか にするため、押印等により相手方の確認を受けることが望ましい